

災害に遭った際の応急対応

発災直後

▶ 身の安全を確保しましょう

- ・ 周囲の状況を確認して安全を確保
- ・ 周りにけが人や救助が必要な人がいるときは

 **119** 番に連絡



▶ 正しい情報を収集しましょう

- ・ ラジオやテレビ、インターネットから正しい情報を収集



▶ 避難所に避難しましょう

- ・ 正しい情報をもとに避難が必要か判断
- 岐阜県総合防災ポータルで避難所の情報が確認できます

岐阜県総合防災ポータル



URL : <https://gifu-bousai.my.salesforce-sites.com/>

▶ 家族の安否を確かめましょう

- ・ 災害用伝言ダイヤル  **171** を活用

伝言の録音は 171 ▶ 1 ▶ 市外局番の電話番号
伝言の再生は 171 ▶ 2 ▶ 市外局番の電話番号



発災直後～数日

▶ 水・食料、生活用品は大丈夫？

- ・ 普段から家に水・食料、生活用品を備蓄し、災害時にはそれを使用
- ・ 不足してきたら、近くの避難所へ行き支援物資を受け取ることもできます




▶ ライフラインが停止したら…

- ・ 電気は電力会社へ、ガスはガス会社へ、水道は住んでいる地域の上下水道局へ連絡



▶ 家屋の状況は大丈夫？

- ・ 安全が確認できるまでは**立ち入らないで！** 
- ・ 安全が確認できたら**片づける前に記録を残そう！**

Check

- 1 被災状況を写真で記録
- 2 お住まいの市町村に対し
り災証明書の発行を申請



- 3 保険会社へ連絡
加入している保険会社が分からない場合
[問い合わせ] 自然災害損保契約照会センター
☎ 0120-501-331

▶ ボランティアをお願いしたい

・こんなボランティアをお願いできます

- 家の片づけ、泥だし
- 暮らしの手伝い
(買い物、家事など)
- 生活物資の訪問配布
- 託児代行
- ペットの世話
- 暮らし再建の相談会
- 復興地域おこしの手伝い



詳しくはお住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください

▶ 家を補修したい

・損壊した家屋を直すため支援を受けられます

生活・住宅再建のために支援が必要

被災者生活再建支援制度 (国制度)	全壊、大規模半壊
----------------------	----------

被災者生活・住宅再建支援金 (県・市町村制度)	半壊、床上浸水 (国制度の対象外の方)
----------------------------	------------------------

応急的に住宅を修理したい

住宅の応急修理

全壊等の被害を受けた方で、一定の要件を満たす方



その他の主な被災者支援の各種制度

親や子ども等が死亡した

災害弔慰金	死亡した方のご遺族
-------	-----------

負傷や疾病による障害が出た

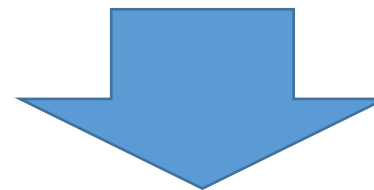
災害障害見舞金	負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た方
---------	------------------------

当面の生活資金や生活再建の資金が必要

災害援護資金	負傷又は住居、家財の損害を受けた方
--------	-------------------

税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい

地方税及び国税の減免等	被災した方で一定の要件を満たす方
-------------	------------------



岐阜県公式ホームページで
制度の一覧が確認できます



岐阜県
災害時の被災者支援に関する各種制度

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/284187.html>

災害の規模や被災状況によって、受けられる支援が異なります。詳細は各制度の窓口やお住まいの市町村にご相談ください。

この資料についての問い合わせ先： 岐阜県防災課 058-272-8189